

第10号議案

東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年 2月20日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
東大和市における個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。